

令和6年1月29日

教職員  
学 生 各位

財 務 課

### 宇都宮大学構内の交通ルール遵守について

日頃より、宇都宮大学構内の良好な交通環境の維持にご協力いただきありがとうございます。

近頃、大学構内での【速度超過】や【路上駐車等の駐車違反】などの交通ルール違反が散見されており、歩行者等からの苦情や構内で行う作業等にも支障がでている旨の報告があります。

また、路上駐車等の駐車違反は歩行者等の通行の妨げになるだけでなく、救急車や消防車等の緊急車両入構時にも通行を妨げ消防隊の活動に支障をきたします。

歩行者等の安全及び良好な教育研究環境を確保するため、車両により大学構内に入構する者が守るべき事項が以下のとおり定められておりますので、交通ルールの遵守にご協力願います。

#### ◆国立大学法人宇都宮大学構内交通規程 抜粋◆

##### (遵守事項)

第4条 車両により本学構内に入構しようとする者は、道路交通関係法令を準用し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一優先とし、道路標識及び道路標示に従って運転しなければならない。
- (2) 時速20km以下で運転しなければならない。
- (3) 騒音等の防止のため、過度の空ぶかしをしてはならない。
- (4) 峰地区への自動車及び二輪車での入退構は、正門から行わなければならない。ただし、特に許可した場合は、この限りでない。
- (5) 陽東地区への自動車での入退構は北門から行うものとし、二輪車での入退構は正門又はバイク専用門から行わなければならない。ただし、特に許可した場合は、この限りでない。
- (6) 自動車は駐車場※以外に、二輪車及び自転車は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪してはならない。ただし、特に許可した場合は、この限りでない。

##### (違反者に対する措置)

第5条 この規程に違反した者に対しては、その態様により適宜の措置を講ずるものとする。

※峰キャンパスでは、イギリス式庭園西側の駐車場（教職員のみ）、大学会館周辺の駐車場に駐車してください。